

刈長第405号
平成26年7月4日

居宅介護支援事業所代表者 様

刈谷市長 竹 中 良 則
(公 印 省 略)

居宅介護支援事業所の介護支援専門員の要介護認定資料等交付申請の
取扱いについて（通知）

日頃、本市の介護保険制度運営に多大なるご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、本市の要介護認定資料等（認定調査票、主治医意見書の写し等）交付申請の取扱いをまとめましたのでご確認ください。

今後とも、適切な交付申請にご留意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 交付申請の条件

原則、次の事項をすべて満たす居宅介護支援事業所の介護支援専門員であること。

- (1) 居宅介護支援の利用契約を締結していること。
- (2) 市に居宅サービス計画作成依頼届が提出されていること。
- (3) 居宅サービス計画作成に必要なこと。
- (4) 交付により得た情報を目的以外に使用しないこと。また、目的のために必要な介護サービス関係者以外に当該情報を提示しない等、その管理に万全を期すこと。

2 不適切な申請事例

次の者の要介護認定資料等を求める交付申請は不可。

- (1) 施設に入所したため、居宅介護支援の利用契約が終了した者。
- (2) 要支援認定になったため、居宅介護支援の利用契約が終了した者。
- (3) サービスの利用がなく、当面、居宅サービス計画作成に必要がない者。

3 その他

- (1) 1の条件を満たす場合であっても、要介護認定申請書等により対象者の同意が確認できない場合、要介護認定資料等の交付は不可。また、主治医意見書の写しについては、主治医の同意がない場合についても交付不可。
- (2) 介護予防支援の委託を受けている場合は、担当の地域包括支援センターから要介護認定資料等を受け取ること。

連絡先 長寿保険部長寿課介護認定給付係

電話 0566-62-1013

FAX 0566-24-2466

電子メール choujyu@city.kariya.lg.jp